

公表用

令和5年11月

狛江市議会第4回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

		51
1	議案第40号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第4号）	-4-
2	議案第41号 令和5年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	-36-
3	議案第42号 令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）	-44-
4	議案第43号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	-62-
5	議案第44号 狛江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	-64-
6	議案第45号 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	-71-
7	議案第46号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-86-
8	議案第47号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例	-89-
9	議案第48号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-90-

10	議案第49号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-94-
11	議案第50号 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例	-97-
12	議案第51号 狛江市民ホールの指定管理者の指定について	-99-
13	議案第52号 狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について	-100-
14	議案第53号 狛江市立北部児童館の指定管理者の指定について	-101-
15	議案第54号 狛江市体育施設の指定管理者の指定について	-102-
16	議案第55号 狛江市立小学校児童用タブレット等の購入	-103-
17	同意第17号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	-104-

議案第 40 号

令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第40号別紙

令和5年度

狛江市一般会計補正予算(第4号)

令和5年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度狛江市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,123,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,624,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和5年11月24日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		6,426,554	800,229	7,226,783
	1. 国庫負担金	4,868,131	88,516	4,956,647
	2. 国庫補助金	1,531,970	711,713	2,243,683
16. 都支出金		5,619,460	112,783	5,732,243
	1. 都負担金	1,756,199	42,500	1,798,699
	2. 都補助金	3,663,274	70,283	3,733,557
19. 繰入金		240,553	174,102	414,655
	1. 繰入金	240,553	174,102	414,655
21. 諸収入		638,561	36,218	674,779
	5. 雑入	626,471	36,218	662,689
歳入	合 計	34,501,209	1,123,332	35,624,541

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 議会費		316,881	200	317,081
	1. 議会費	316,881	200	317,081
2. 総務費		3,915,429	37,812	3,953,241
	1. 総務管理費	3,183,576	22,159	3,205,735
	2. 徴税費	368,206	2,000	370,206
	3. 戸籍住民基本台帳費	249,134	12,003	261,137
	4. 選挙費	83,704	700	84,404
	6. 監査委員費	24,078	950	25,028
3. 民生費		17,732,207	984,944	18,717,151
	1. 社会福祉費	7,003,290	852,536	7,855,826
	2. 児童福祉費	8,185,028	121,208	8,306,236
	3. 生活保護費	2,543,889	11,200	2,555,089
4. 衛生費		2,974,146	9,134	2,983,280
	1. 保健衛生費	1,348,120	10,134	1,358,254
	2. 清掃費	1,626,026	△1,000	1,625,026
6. 農業費		41,105	450	41,555
	1. 農業費	41,105	450	41,555
7. 商工費		285,232	7,300	292,532
	1. 商工費	285,232	7,300	292,532
8. 土木費		2,590,429	73,746	2,664,175
	1. 土木管理費	145,495	11,700	157,195
	2. 道路橋りょう費	464,371	13,046	477,417
	4. 都市計画費	1,960,661	49,000	2,009,661
10. 教育費		3,573,988	13,147	3,587,135
	1. 教育総務費	659,056	△413	658,643
	2. 小学校費	964,099	650	964,749
	3. 中学校費	607,909	1,000	608,909
	5. 社会教育費	711,830	11,910	723,740
11. 公債費		1,560,815	△3,401	1,557,414
	1. 公債費	1,560,815	△3,401	1,557,414
歳出	合計	34,501,209	1,123,332	35,624,541

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小 学 校 用 務 業 務 及 び 設 備 管 理 業 務	令和6年度	95,644千円	令和6年度	96,706千円
小 学 校 給 食 調 理 業 務	令和6年度	37,865千円	令和6年度	41,056千円
中 学 校 用 務 業 務	令和6年度	31,909千円	令和6年度	34,437千円
谷 戸 橋 地 区 セ ン タ ー 改 修 事 業			令和6年度	45,511千円
学 校 プ ー ル 民 間 施 設 等 活 用 試 行 実 施 業 務			令和6年度	9,950千円

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	8,822千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付事業	1,881千円

狛江市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	6,426,554	800,229	7,226,783
16. 都支出金	5,619,460	112,783	5,732,243
19. 繰入金	240,553	174,102	414,655
21. 諸収入	638,561	36,218	674,779
歳入合計	34,501,209	1,123,332	35,624,541

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	316,881	200	317,081	0	0	0	0	200
2. 総務費	3,915,429	37,812	3,953,241	11,253	0	0	2,585	23,974
3. 民生費	17,732,207	984,944	18,717,151	785,460	62,783	0	0	136,701
4. 衛生費	2,974,146	9,134	2,983,280	3,516	0	0	0	5,618
6. 農業費	41,105	450	41,555	0	0	0	0	450
7. 商工費	285,232	7,300	292,532	0	0	0	0	7,300
8. 土木費	2,590,429	73,746	2,664,175	0	0	0	50,000	23,746
10. 教育費	3,573,988	13,147	3,587,135	0	0	0	0	13,147
11. 公債費	1,560,815	△3,401	1,557,414	0	0	0	0	△3,401
歳出合計	34,501,209	1,123,332	35,624,541	800,229	62,783	0	52,585	207,735

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 4,684,665	千円 85,000	千円 4,769,665	4. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 85,000	千円 1. 障がい福祉サービス費等負担金 75,000 5. 障がい児施設給付費等負担金 10,000
2. 衛生費 国庫負担金	170,017	3,516	173,533	1. 保健衛生費 負担金	3,516	3. 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備費負担金
計	4,868,131	88,516	4,956,647			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 580,359	千円 711,713	千円 1,292,072	1. 総務管理費 補助金	千円 711,713	千円 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 11,253 5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 700,460
計	1,531,970	711,713	2,243,683			

(款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費都負担金	千円 1,741,988	千円 42,500	千円 1,784,488	5. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 42,500	千円 1. 障がい福祉サービス費等負担金 37,500 5. 障がい児施設給付費等負担金 5,000
計	1,756,199	42,500	1,798,699			

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費都補助金	千円 1,460,184	千円 55,472	千円 1,515,656	1. 総務管理費 補助金	千円 55,472	千円 1. 市町村総合交付金

2. 民生費都補助金	1,851,019	14,811	1,865,830	3. 老人福祉費補助金	1,350	10. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金
				5. 障がい者自立支援事業費補助金	3,996	2. 障がい者施策推進区市町村包括補助事業補助金
				6. 児童福祉費補助金	9,465	3. 乳幼児医療費助成事業補助金 3,993 4. 義務教育就学児医療費助成補助金 5,472
計	3,663,274	70,283	3,733,557			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 200,000	千円 174,102	千円 374,102	1. 財政調整基金繰入金	千円 124,102	1. 基金繰入金 千円
				2. 都市計画事業基金繰入金	50,000	1. 基金繰入金
計	240,553	174,102	414,655			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 626,471	千円 36,218	千円 662,689	6. 雑入	千円 36,218	7. 雑入 千円 2,586
						8. 多摩川衛生組合負担金清算金 33,632
計	626,471	36,218	662,689			

(款) 21. 諸収入

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 議会費	千円 316,881	千円 200	千円 317,081	千円	千円	千円	千円	千円 200		千円	
								200	4. 共済費	200	
										1. 人件費 〔職員課〕 共済費	200 200
計	316,881	200	317,081					200			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,566,809	千円 8,600	千円 1,575,409	千円	千円	千円	千円	千円 8,600		千円		
								△4,400	1. 報酬	11,000		
									2. 給料	△3,000		
									3. 職員手当等	600		
								13,000		給料 一般職給 職員手当等	△3,000 △1,400	
										8. 職員管理費 〔職員課〕 報酬 一般事務報酬 職員手当等	13,000 11,000 2,000	
7. 企画費	163,733	1,091	164,824					1,091				
									11. 役務費	276	7. 市民活動支援センター関係費	
								591	1. 通信 運搬費	135	591	
									3. 手数料	141	〔政策室〕 役務費	276
									12. 委託料	815	通信運搬費 LAN配線架設料	(135) 85

											電話回線移設料 50 手数料 (141) Wi-Fi 初期設定手数料 11 印刷機移設手数料 77 複合機移設手数料 53 委託料 315 仮事務所移転に伴う物品運搬等委託 229 電話機設置委託 86 19. 「絵手紙発祥の地-狛江」推進関係費 500 〔地域活性化課〕 委託料 「小池邦夫を偲ぶ会」実施委託 500
							500				
8. 計算事務費	265,918	2,585	268,503				2,585				
							2,585		12. 委託料	2,585	1. 計算事務費 2,585 〔情報政策課〕 委託料 2,585 住民情報システム外字同定作業支援業務委託
11. 諸費	453,897	9,883	463,780				9,883				
							9,883		22. 償還金、利子及び割引料	9,883	1. 一般事務費 9,883 〔福祉政策課〕 償還金、利子及び割引料 9,883 過年度国、都支出金等還付金
計	3,183,576	22,159	3,205,735				2,585	19,574			

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	千円			
1. 税務総務費	千円 223,417	千円 △3,000	千円 220,417	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
							△3,000				

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△3,000	2. 給料	千円 △2,000	1. 人件費 △3,000
									3. 職員手当等	△1,000	[職員課] 給料 一般職給 職員手当等 △2,000 △1,000
2. 賦課徴收費	144,717	5,000	149,717				5,000				
							5,000		22. 償還金、 利子及び 割引料	5,000	1. 一般事務費 5,000 [納税課] 償還金、利子及び割引料 5,000 市税還付金及び還付加算金
計	368,206	2,000	370,206				2,000				

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民 基本台帳費	千円 248,416	千円 12,003	千円 260,419	千円 11,253	千円	千円	千円 750			千円	
							750		3. 職員手当等	500	1. 人件費 750
									4. 共済費	250	[職員課] 職員手当等 共済費 500 250
									12. 委託料	11,253	2. 一般事務費 9,372
				9,372							[市民課] 委託料 戸籍システム改修委託 3,212 住民基本台帳ネットワーク システム改修委託 6,160
											7. 証明書コンビニ交付事業 1,881
				1,881							1,881

											〔市民課〕 委託料 コンビニ交付システム改修 委託 1,881
計	249,134	12,003	261,137	11,253				750			

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 選挙管理委員会費	千円 24,159	千円 700	千円 24,859	千円	千円	千円	千円			千円	
							700	2. 給料	200	1. 人件費 700	
								3. 職員手当等	300	〔職員課〕 給料 200	
								4. 共済費	200	一般職給 職員手当等 300 共済費 200	
計	83,704	700	84,404				700				

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	千円 24,078	千円 950	千円 25,028	千円	千円	千円	千円			千円	
							950	2. 給料	300	1. 人件費 950	
								3. 職員手当等	400	〔職員課〕 給料 300	
								4. 共済費	250	一般職給 職員手当等 400 共済費 250	
計	24,078	950	25,028				950				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 2,332,632	千円 697,060	千円 3,029,692	千円 700,460	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							△3,400				
							△3,400	2. 給料	△2,000	1. 人件費	△3,400
								3. 職員手当等	△1,400	[職員課]	
								10. 需用費	142	給料	△2,000
								1. 消耗品費	28	一般職給	
								4. 印刷製本費	114	職員手当等	△1,400
								11. 役務費	1,257	39. 住民税非課税世帯特別給付金	
				700,460				1. 通信運搬費	856	(追加的給付)	700,460
								3. 手数料	401	[福祉相談課]	
								12. 委託料	6,061	需用費	142
								18. 負担金、補助及び交付金	693,000	消耗品費	(28)
										事務用消耗品	
										印刷製本費	(114)
										封筒	
										役務費	1,257
										通信運搬費	(856)
										郵送料	832
										電話料	24
										手数料	(401)
										金融機関振込手数料	
										委託料	6,061
										給付金システム改修委託	1,430
										住民税非課税世帯等特別給付金事業支援業務委託	4,631
										負担金、補助及び交付金	693,000
										住民税非課税世帯特別給付金	630,000
										低所得世帯特別給付金(所得割非課税世帯)	63,000

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明			
				特定財源					区分	金額				
				国支出金	都支出金	地方債	その他							
1. 児童福祉 総務費	千円 2,270,808	千円 23,698	千円 2,294,506	千円 10,000	千円 5,000	千円	千円	千円 8,698		千円				
								3,500	3. 職員手当等	1,500	1. 人件費 3,500			
									4. 共済費	2,000	[職員課] 職員手当等 1,500			
									11. 役務費	198	共済費 2,000			
									3. 手数料	198				
									19. 扶助費	20,000	2. 一般事務費 198			
								198			[児童育成課] 役務費 198 手数料 (198) 広告掲載手数料			
2. 児童措置費	4,426,063	39,247	4,465,310	10,000	5,000			5,000			3. 障がい児支援事業 20,000			
												[高齢障がい課] 扶助費 20,000 障がい児通所等給付費		
												19. 扶助費	39,247	3. 乳幼児医療費助成 12,634
														[子ども政策課] 扶助費 12,634 乳幼児医療費助成金
														4. 義務教育就学児医療費助成 26,613
4. 保育園費	894,853	56,223	951,076					56,223						
													1. 報酬 3,000	
													4. 共済費 3,000	
													12. 委託料 30,913	
										1. 人件費 3,000				
										[職員課] 共済費 3,000				

								53,223			3. 保育園維持管理費 53,223 〔児童育成課〕 報酬 22,310 保育士等報酬 △11,773 保育補助等報酬（時間額） 34,083 委託料 30,913 保育士等派遣業務委託
5. 学童保育費	262,389	2,040	264,429					2,040			
								2,040	1. 報酬 △4,057		3. 放課後クラブ 2,040 〔児童育成課〕 報酬 △4,057 放課後クラブ支援員報酬 委託料 6,097 放課後クラブ支援員派遣業務委託
									12. 委託料 6,097		
計	8,185,028	121,208	8,306,236	10,000	19,937			91,271			

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護 総務費	千円 174,727	千円 11,200	千円 185,927	千円	千円	千円	千円			千円	
							11,200	2. 給料 4,500		1. 人件費 11,200 〔職員課〕 給料 4,500 一般職給 職員手当等 4,700 共済費 2,000	
								3. 職員手当等 4,700			
								4. 共済費 2,000			
計	2,543,889	11,200	2,555,089				11,200				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 582,150	千円 2,834	千円 584,984	千円 3,516	千円	千円	千円	千円 △682 △2,500	千円	千円	
								2. 給料	△2,000	1. 人件費	△2,500
								3. 職員手当等	△500	[職員課]	
								11. 役務費	732	給料	△2,000
								1. 通信 運搬費	732	一般職給 職員手当等	△500
								12. 委託料	4,602	3. あいとびあセンター管理運営 費	5,334
				3,516			1,818			[健康推進課]	
										役務費	732
										通信運搬費	(732)
										事務室配線等架設料	
										委託料	4,602
										事務室改修委託	
4. 公害対策費	65,025	5,800	70,825				5,800				
							5,800	2. 給料	2,000	1. 人件費	5,800
								3. 職員手当等	2,300	[職員課]	
								4. 共済費	1,500	給料	2,000
										一般職給	
										職員手当等	2,300
										共済費	1,500
5. 自然保護費	96,662	1,500	98,162				1,500				
							1,500	3. 職員手当等	1,500	1. 人件費	1,500
										[職員課]	
										職員手当等	1,500
計	1,348,120	10,134	1,358,254	3,516			6,618				

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	千円 110,035	千円 △1,000	千円 109,035	千円	千円	千円	千円 △1,000		千円	千円	
							△1,000	3. 職員手当等	△1,000	1. 人件費 〔職員課〕 職員手当等	
計	1,626,026	△1,000	1,625,026				△1,000				

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費	千円 13,589	千円 450	千円 14,039	千円	千円	千円	千円 450		千円	千円	
							450	2. 給料	100	1. 人件費	
								3. 職員手当等	150	〔職員課〕	
								4. 共済費	200	給料	
										一般職給	
										職員手当等	
										共済費	
計	41,105	450	41,555				450				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	千円 56,999	千円 7,300	千円 64,299	千円	千円	千円	千円 7,300		千円	千円	
							7,300	2. 給料	1,500	1. 人件費	
								3. 職員手当等	4,800	〔職員課〕	
								4. 共済費	1,000	給料	
										一般職給	

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	職員手当等 共済費	千円 4,800 1,000
計	285,232	7,300	292,532				7,300				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	千円 145,495	千円 11,700	千円 157,195	千円	千円	千円	千円 11,700		千円		千円
							11,700	2. 給料	4,500	1. 人件費	11,700
								3. 職員手当等	4,200	[職員課]	
								4. 共済費	3,000	給料	4,500
										一般職給	
										職員手当等	4,200
										共済費	3,000
計	145,495	11,700	157,195				11,700				

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費	千円 145,666	千円 13,046	千円 158,712	千円	千円	千円	千円 13,046		千円		千円
							13,046	14. 工事請負費	13,046	1. 道路維持費	13,046
										[道路交通課]	
										工事請負費	13,046
										中和泉一丁目資材置場撤去 工事	
計	464,371	13,046	477,417				13,046				

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 676,630	千円 △1,000	千円 675,630	千円	千円	千円	千円	千円 △1,000			千円
								△1,000	2. 給料	△1,000	1. 人件費 △1,000 〔職員課〕 給料 一般職給 △1,000
3. 街路事業費	433,879	50,000	483,879				50,000		16. 公有財産 購入費	7,560	2. 調布都市計画道路3・4・1 6号線整備費(岩戸北区间) 50,000 〔整備課〕 公有財産購入費 用地取得 7,560 補償、補填及び賠償金 42,440 物件移転補償
							50,000		21. 補償、補填 及び賠償金	42,440	
計	1,960,661	49,000	2,009,661				50,000	△1,000			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	千円 198,199	千円 △413	千円 197,786	千円	千円	千円	千円	千円 △413			千円
								△413	3. 職員手当等	△413	1. 人件費 △413 〔職員課〕 職員手当等 △413
計	659,056	△413	658,643					△413			

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 483,376	千円 650	千円 484,026	千円	千円	千円	千円 650		千円	千円	
							650	2. 給料	100	1. 人件費 650	
								3. 職員手当等	300	[職員課] 給料	
								4. 共済費	250	一般職給 職員手当等 共済費	
計	964,099	650	964,749				650				

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 182,220	千円 600	千円 182,820	千円	千円	千円	千円 600		千円	千円	
							600	2. 給料	150	1. 人件費 600	
								3. 職員手当等	250	[職員課] 給料	
								4. 共済費	200	一般職給 職員手当等 共済費	
5. 学校給食費	272,783	400	273,183				400				
							400	2. 給料	100	1. 人件費 400	
								4. 共済費	300	[職員課] 給料	
										一般職給 共済費	
計	607,909	1,000	608,909				1,000				

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会教育 総務費	千円 273,708	千円 11,140	千円 284,848	千円	千円	千円	千円	千円 11,140		千円	
								11,140	2. 給料	4,500	1. 人件費 11,140
									3. 職員手当等	3,640	[職員課]
									4. 共済費	3,000	給料 4,500
											一般職給 職員手当等 3,640 共済費 3,000
3. 公民館費	107,790	770	108,560					770			
								770	12. 委託料	770	2. 公民館運営費 770
											[公民館] 委託料 770 施設予約システム改修委託
計	711,830	11,910	723,740					11,910			

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 元金	千円 1,498,142	千円 11	千円 1,498,153	千円	千円	千円	千円	千円 11		千円	
								11	22. 償還金、 利子及び 割引料	11	1. 長期債償還元金 11
											[財政課] 償還金、利子及び割引料 11
											総務債 45 土木債 27 教育債 △673 臨時財政対策債 612
2. 利子	62,673	△3,412	59,261					△3,412			
								△3,412	22. 償還金、 利子及び 割引料	△3,412	1. 長期債、一時借入金償還利子 △3,412
											[財政課]

(款) 11. 公債費 (項) 1. 公債費

(款) 11. 公債費 (項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	償還金、利子及び割引料 △3,412 総務債 △98 土木債 △723 消防債 △81 教育債 △729 臨時財政対策債 △1,781	
計	1,560,815	△3,401	1,557,414				△3,401				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	料 給 (千円)	年間支給率(月分) 期末手当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当(千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3			(4.65) 13,354				42,070	6,959	49,029	
	議 員	22	124,416		(4.65) 54,744				179,160	39,372	218,532	
	その他の 特別 職	808	72,011						72,011		72,011	
	計	833	196,427	28,716	68,098				293,241	46,331	339,572	
補 正 前	長 等	3			(4.55) 13,067				41,783	6,959	48,742	
	議 員	22	124,416		(4.55) 54,744				179,160	39,372	218,532	
	その他の 特別 職	808	72,011						72,011		72,011	
	計	833	196,427	28,716	67,811				292,954	46,331	339,285	
比 較	長 等	0		0	(0.10) 287				287	0	287	
	議 員	0	0		(0.10) 0				0	0	0	
	その他の 特別 職	0	0						0		0	
	計	0	0	0	287				287	0	287	

2 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(12) 【570】 437	795,440	1,704,350	1,470,137	3,969,927	654,560	4,624,487
補正前	(12) 【558】 435	766,187	1,696,350	1,449,537	3,912,074	637,190	4,549,264
比較	(0) 【12】 2	29,253	8,000	20,600	57,853	17,370	75,223

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
補正後	287,885	33,033	61,707	8,640	102,560	801,668	207	36,489	24,890	113,058	
補正前	286,585	33,033	61,707	8,640	102,560	784,368	207	36,489	24,890	111,058	
比較	1,300	0	0	0	0	17,300	0	0	0	2,000	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	29,253	その他の増減分	29,253	その他の増加分 29,253
給料	8,000	給料改定に伴う増減分	13,200	給料改定に伴う増加分 13,200
		その他の増減分	△ 5,200	新陳代謝等に伴う減少分 △ 5,200
職員手当	20,600	制度改定に伴う増減分	20,800	制度改正等に伴う増加分 20,800
		その他の増減分	△ 200	新陳代謝等に伴う減少分 △ 200

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	322,538	308,433
	平均給与月額 (円)	428,829	367,243
	平均年齢 (歳)	43.4	55.7
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	322,528	316,618
	平均給与月額 (円)	423,652	378,000
	平均年齢 (歳)	43.3	54.9

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国の制度
			一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	160,100	149,600	166,600
大 学 卒	196,200	-	200,700 (総合職) 196,200 (一般職)

ウ 級別職員数 ()は、再任用職員 別掲

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年11月1日現在	1級	167	46.2	1級	(1)	(25.0)
	2級	(7)	(87.5)	2級	(3)	(75.0)
		67	18.5		11	64.6
	3級	66	18.2	3級	0	0.0
	4級	50	13.8	4級	3	17.7
		(1)	(12.5)			
12	3.3					
計	(8)	(100.0)	計	(4)	(100.0)	
	362	100.0		17	100.0	
令和5年1月1日現在	1級	167	46.4	1級	(1)	(33.3)
	2級	(6)	(100.0)	2級	(2)	(66.7)
		68	18.9		12	66.6
	3級	60	16.7	3級	0	0.0
	4級	53	14.7	4級	3	16.7
	5級	12	3.3			
計	(6)	(100.0)	計	(3)	(100.0)	
	360	100.0		18	100.0	

級別の基準となる職務

区 分	一 般 行 政 職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務
	2 主査の職務
4級	1 課長の職務
	2 主幹の職務
	3 課長補佐の職務
	4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務
	2 理事の職務
区 分	技 能 労 務 職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)		
補正後	(1.200)	(1.250)	—	(2.450)	(無)
	2.275	2.375		4.650	有
補正前	(1.200)	(1.200)	—	(2.400)	(無)
	2.275	2.275		4.550	有
国の制度	(1.150)	(1.200)	—	(2.350)	(有)
	2.200	2.300		4.500	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	-
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和5年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都泊江市	16.0	448	16.0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)	0.01	0.01	-
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	5.4	6.6	-
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫作業手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者 (技能労務職除く4級職員)	市 6,000円 3,000円	国	6,500円
		子	市 9,000円	国	10,000円
		特定期間にある子 (加算)	市 4,000円	国	5,000円
		その他 (技能労務職除く4級職員)	市 6,000円 3,000円	国	6,500円
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を 支払っている35歳未満の 職員)	市 15,000円	国	最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国	2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
小 学 校 用 務 業 務 及 び 設 備 管 理 業 務	千円 96,706		千円	令和6年度まで	千円 96,706	千円	千円	千円	千円 96,706
小 学 校 給 食 調 理 業 務	千円 41,056		千円	令和6年度まで	千円 41,056	千円	千円	千円	千円 41,056
中 学 校 用 務 業 務	千円 34,437		千円	令和6年度まで	千円 34,437	千円	千円	千円	千円 34,437
谷 戸 橋 地 区 セ ン タ ー 改 修 事 業	千円 45,511		千円	令和6年度まで	千円 45,511	千円 384	千円 40,200	千円	千円 4,927
学 校 プ ー ル 民 間 施 設 等 活 用 試 行 実 施 業 務	千円 9,950		千円	令和6年度まで	千円 9,950	千円	千円	千円	千円 9,950

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,089,584	千円 8,069,882	千円 960,400	千円 644,425	千円 8,385,857
(1) 総務債	537,728	488,026		35,221	452,805
(2) 民生債	1,905,507	1,816,641		91,506	1,725,135
(3) 衛生債	427,524	402,821		28,510	374,311
(4) 土木債	1,512,644	1,426,482	208,800	145,976	1,489,306
(5) 消防債	230,487	251,418		28,688	222,730
(6) 教育債	3,475,694	3,684,494	751,600	314,524	4,121,570
2. 減税補てん債	146,339	91,723		36,978	54,745
3. 臨時財政対策債	10,159,769	9,613,272		816,750	8,796,522
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,426,703	17,805,888	960,400	1,498,153	17,268,135

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 41 号

令和 5 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第41号別紙

令和5年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,214,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
6. 諸 収 入		13,692	1,650	15,342
	3. 雑 入	3,691	1,650	5,341
歳 入	合 計	8,212,435	1,650	8,214,085

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総 務 費		58,610	1,650	60,260
	1. 総 務 管 理 費	26,335	1,650	27,985
歳 出	合 計	8,212,435	1,650	8,214,085

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6. 諸収入	13,692	1,650	15,342
歳入合計	8,212,435	1,650	8,214,085

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	58,610	1,650	60,260	0	0	0	1,650	0
歳出合計	8,212,435	1,650	8,214,085	0	0	0	1,650	0

2. 歳入

(款) 6. 諸収入

(項) 3. 雑入

日	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 雑入	千円 690	千円 1,650	千円 2,340	1. 雑入	千円 1,650	1. 雑入 千円
計	3,691	1,650	5,341			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	千円 24,153	千円 1,650	千円 25,803	千円	千円	千円	千円 1,650 1,650	千円		千円 1,650	1. 一般事務費 [保険年金課] 委託料 データ移行準備委託
計	26,335	1,650	27,985				1,650				

議案第 42 号

令和 5 年度狛江市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要があるため。

議案第42号別紙

令和5年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和5年度 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 下水道事業費用	1,390,330千円	844千円	1,391,174千円
第1項 営業費用	1,339,475千円	1,702千円	1,341,177千円
第2項 営業外費用	49,854千円	△858千円	48,996千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,923千円は、減債積立金91,955千円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,837千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,962千円、過年度分損益勘定留保資金39,617千円及び当年度分損益勘定留保資金6,552千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,950千円は、減債積立金171,950千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出	
第1款 資本的支出	390,012千円	27千円	390,039千円
第3項 企業債償還金	236,247千円	27千円	236,274千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	82,378千円	1,702千円	84,080千円

令和5年11月24日提出

狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画
 収益的収入及び支出
 支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,390,330	844	1,391,174	
	1 営業費用		1,339,475	1,702	1,341,177	
		4 総係費	205,754	1,702	207,456	
	2 営業外費用		49,854	△ 858	48,996	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	32,737	△ 858	31,879	

資本的收入及び支出
支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			390,012	27	390,039	
	3 企業債償還金		236,247	27	236,274	
		1 企業債償還金	236,247	27	236,274	

令和5年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	118,621
減価償却費	258,898
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 992
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 215
固定資産除却費	17
受取利息及び配当金	△ 1
長期前受金戻入	△ 220,408
支払利息及び企業債取扱諸費	31,879
未収金の増減額(△は増加)	△ 72,906
未払金の増減額(△は減少)	162,521
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	277,414
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 31,879
業務活動によるキャッシュ・フロー	245,536
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 90,902
無形固定資産の取得による支出	△ 48,041
国庫補助金等による収入	8,412
一般会計等からの繰入金による収入	86,483
負担金による収入	2,176
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,871

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良目的企業債による収入	120,800
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 236,274
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 115,474
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	88,191
資金期首残高	303,988
資金期末残高	<hr/> 392,179

給 与 費 明 細 書

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(1) 8	0	37,986	31,886	69,872	14,208	84,080
補正前	(1) 8	0	37,179	31,002	68,181	14,197	82,378
比 較	(0) 0	0	807	884	1,691	11	1,702

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	6,644	1,764	1,764	180	2,840	18,155	0	539	0	0	
補正前	6,514	1,764	1,764	180	2,840	17,401	0	539	0	0	
比 較	130	0	0	0	0	754	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	807	給料改定に伴う増減分	110 給料改定に伴う増加分	110
		その他の増減分	697 新陳代謝等に伴う増加分	697
職 員 手 当	884	制度改正等に伴う増減分	160 制度改正等に伴う増加分	160
		その他の増減分	724 新陳代謝等に伴う増加分	724

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	344,057	-
	平均給与月額 (円)	439,542	-
	平均年齢 (歳)	47.1	-
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	355,612	-
	平均給与月額 (円)	468,168	-
	平均年齢 (歳)	45.0	-

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国の制度
			一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	160,100	-	166,600
大 学 卒	196,200	-	200,700 (総合職) 196,200 (一般職)

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年11月1日現在	1級	1	12.5	1級		
	2級	(1)	(100.0)	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級		0.0			
	計	(1)	(100.0)	計		
令和5年1月1日現在	1級	2	25.0	1級		
	2級	1	12.5	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級		0.0			
	計	8	100.0	計		

級別の基準となる職務

区 分	一 般 行 政 職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務 2 理事の職務
区 分	技 能 労 務 職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)		
補正後	(1. 200)	(1. 250)	—	(2. 450)	(無)
	2. 275	2. 375	—	4. 650	有
補正前	(1. 200)	(1. 200)	—	(2. 400)	(無)
	2. 275	2. 275	—	4. 550	有
国の制度	(1. 150)	(1. 200)	—	(2. 350)	(有)
	2. 200	2. 300	—	4. 500	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者 (月分)	2 5 年勤続の者 (月分)	3 5 年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	-
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和5年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都狛江市	16. 0	9	16. 0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者	市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国 6,500円	
		子	市 9,000円 特定期間にある子 (加算) 市 4,000円 その他 市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国 10,000円 国 5,000円 国 6,500円	
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を 支払っている35歳未満の 職員)	市 15,000円	国 最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)	
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国 最高支給限度額 55,000円	
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国 2,000円~31,600円	

令和5年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:千円)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
イ 土地	48,217	(1) 企業負債	3,340,852
ロ 建物	6,553	固定負債合計	3,340,852
建物減価償却累計額	0	4 流動負債	
ハ 構築物	10,161,209	(2) 企業債	233,629
構築物減価償却累計額	△ 869,707	(5) 未払金	379,870
ニ 機械及び装置	140,347	(9) 引当金	7,740
機械及び装置減価償却累計額	△ 35,361	(10) その他流動負債	900
ホ 車両運搬具	50	流動負債合計	622,139
車両運搬具減価償却累計額	0	5 繰延収益	
ヘ 工具、器具及び備品	82	(1) 長期前受金	6,643,199
減価償却累計額	△ 24	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 853,860
チ 建設仮勘定	66,149	繰延収益合計	5,789,339
有形固定資産合計	9,517,515	負債合計	9,752,330
ニ 施設利用権	736,089		
無形固定資産合計	736,089	6 資本金	767,248
	10,253,604	7 剰余金	
2 流動資産		イ 国庫補助金	6,835
(1) 現金預金	392,179	ロ 都補助金	2,638
(2) 未収金	189,100	ニ 受贈財産評価額	31,472
未収金貸倒引当金	△ 368	ホ 寄附金	1
(8) 前払金	54,965	資本剰余金合計	40,946
流動資産合計	635,876	イ 減債積立金	38,385
資産合計	10,889,480	ホ 当年度未処分利益剰余金	290,571
		利益剰余金合計	328,956
		剰余金合計	369,902
		資本合計	1,137,150
		負債資本合計	10,889,480

注記

I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和2年度より地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 10～30年
 - 車両運搬具 6年
 - 工具、器具及び備品 6年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 施設利用権 45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

(2) 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、

当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表等

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和5年度貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は2,801,921千円である。

III. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2 令和5年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	275,148円
1年超	361,383円
計	636,531円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

(1) 令和5年度の予定（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

令和5年度において、職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費として、賞与引当金及び法定福利費引当金6,912千円を取り崩した。

V. セグメント情報に関する注記

狛江市下水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため記載を省略している。

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する参考資料

令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書

収益の支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用		1,390,330	844	1,391,174	
1 営業費用		1,339,475	1,702	1,341,177	
4 総係費		205,754	1,702	207,456	
	1 給料	28,759	807	29,566	給料 807
	2 手当	19,676	443	20,119	職員手当 443
	3 賞与引当金繰入額	4,463	441	4,904	賞与引当金繰入額 441
	6 法定福利費	9,732	11	9,743	法定福利費 11
2 営業外費用		49,854	△ 858	48,996	
1 支払利息及び企業債取扱諸費		32,737	△ 858	31,879	
	1 企業債利息	32,737	△ 858	31,879	企業債利息 △858

資本の支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出		390,012	27	390,039	
3 企業債償還金		236,247	27	236,274	
1 企業債償還金		236,247	27	236,274	
	1 建設企業債元金償還金	236,247	27	236,274	建設企業債元金償還金 27

議案第 43 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 4 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる実施機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の実施機関が第 3 項の規定により法別表の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下この条において「利用特定個人情報」という。）であって当該実施機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。この場合において、別表第 1 の右欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、法別表の特定個人番号利用事務を処理するため</p>	<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる実施機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の実施機関が第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務とする。この場合において、別表第 1 の右欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するた</p>

改正後	改正前
に必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって実施機関の保有するものを利用することができる。	に必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって実施機関の保有するものを利用することができる。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 44 号

狛江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>狛江市<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 <u>市の条例及び次号に規定する規則等並びに市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11</u></p>	<p>狛江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図り、行政運営の効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 <u>条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同</u></p>

改正後	改正前
<p><u>年東京都条例第107号）及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都の執行機関の規則をいう。</u></p> <p><u>(2) 規則等 市長その他の市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて置かれる執行機関をいう。以下同じ。）の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及びその他法律の規定に基づいて置かれる市の機関が定める規則その他の規程をいう。</u></p> <p><u>(3) 市の機関 市長その他の市の執行機関その他法律の規定に基づいて置かれる市の機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定</u></p>	<p><u>じ。)をいう。</u></p> <p><u>(2) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関又はその機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>としているものについて</u></p>

改正後	改正前
<p><u>されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、<u>規則等で定める電子情報処理組織</u>を使用して行わせることができる。</p>	<p>は、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定により行われた申請等は、<u>当該申請を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市の機関に到達したものとみなす。</u></p>	<p>3 第1項の規定により行われた申請等は、<u>第2条第5号に規定する市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市の機関に到達したものとみなす。</u></p>
<p>4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>	<p>4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>
<p>5 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、<u>当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。</u></p>	
<p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難</p>	

改正後	改正前
<p><u>又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、<u>規則等で定める電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、第2条第6号に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>規則等</u>で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべ</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>としているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、第2条第5号に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>き事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p>第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p>第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>(添付書面等の省略)</p>	
<p><u>第7条</u> 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。</p>	
<p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p>	<p>(手続等の公示及び利用状況の公表)</p>
<p><u>第8条</u> 市長は、市の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p>	<p><u>第7条</u> 市の機関は、その所管に係る手続等で、条例等の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするものを、あらかじめ当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該手続を開始する日とともに公示するものとする。</p> <p>2 市長は、少なくとも毎年度1回、前項に規定する手続等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するも</p>

改正後	改正前
<p>(委任) 第9条 (略)</p>	<p><u>のとする。</u> (委任) 第8条 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の情報通信技術を利用した行政手続に係る利便性の向上の推進に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 45 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第 8 条 第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用 する。		(給与に関する特例) 第 8 条 第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用 する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
(略)		(略)	
1	<u>373,200</u>	1	<u>371,000</u>
2	<u>420,600</u>	2	<u>418,100</u>
3	<u>470,700</u>	3	<u>467,900</u>

4	<u>536,700</u>
5	<u>609,300</u>
6	<u>693,300</u>
7	<u>780,000</u>

2～4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の120.0」とあるのは「100分の175.0」とする。

3・4 (略)

4	<u>533,500</u>
5	<u>608,100</u>
6	<u>691,900</u>
7	<u>778,000</u>

2～4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の120.0」とあるのは「100分の172.5」とする。

3・4 (略)

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の4 前条第1項の規定により、管理職手当の支給を受ける職員（以下この条において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により<u>週休日又は休日</u>に勤</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の4 前条の規定により、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により<u>勤務を要しない日又は休日</u>に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤</p>

務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、週休日の振替又は休日の勤務に替えた他の日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当を支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、部長（部長待遇を含む。）にあつては12,000円、理事（理事待遇を含む。）にあつては11,000円、課長（課長待遇を含む。）及び主幹にあつては10,000円、課長補佐（課長補佐待遇を含む。）及び副主幹にあつては8,000円とする。ただし、6時間以上勤務した場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第18条の4 （略）

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうち

務手当を支給する。ただし、勤務を要しない日の振替又は休日の勤務に替えた他の日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当を支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定により勤務1回につき、部長（部長待遇を含む。）にあつては12,000円、理事（理事待遇を含む。）にあつては11,000円、課長（課長待遇を含む。）及び主幹にあつては10,000円、課長補佐（課長補佐待遇を含む。）及び副主幹にあつては8,000円とする。ただし、6時間以上勤務した場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第18条の4 （略）

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうち

ちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の132.5」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の142.5」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55.0」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4级以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の65.0」として適用し、前項の規定を適用しない。

5 (略)

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>495,000</u>
	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>509,900</u>
	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>518,800</u>

ちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の127.5」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の137.5」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4级以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」として適用し、前項の規定を適用しない。

5 (略)

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	<u>494,000</u>
	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	<u>508,900</u>
	3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	<u>517,800</u>

4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>527,700</u>
5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	
6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	
7	<u>162,100</u>	<u>219,900</u>	<u>244,100</u>	<u>303,100</u>	
8	<u>163,100</u>	<u>221,600</u>	<u>245,900</u>	<u>305,400</u>	
9	<u>164,000</u>	<u>223,300</u>	<u>247,700</u>	<u>307,700</u>	
10	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>	
11	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
12	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
13	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
14	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
15	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
16	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
17	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
18	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
19	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	

4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	<u>526,700</u>
5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>	
6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>	
7	<u>154,200</u>	<u>212,900</u>	<u>238,200</u>	<u>298,400</u>	
8	<u>155,200</u>	<u>214,700</u>	<u>240,100</u>	<u>300,700</u>	
9	<u>156,100</u>	<u>216,500</u>	<u>242,000</u>	<u>303,100</u>	
10	<u>157,000</u>	<u>218,200</u>	<u>243,900</u>	<u>305,500</u>	
11	<u>158,000</u>	<u>220,000</u>	<u>245,800</u>	<u>307,900</u>	
12	<u>159,000</u>	<u>221,800</u>	<u>247,700</u>	<u>310,300</u>	
13	<u>160,000</u>	<u>223,700</u>	<u>249,600</u>	<u>312,700</u>	
14	<u>161,200</u>	<u>225,500</u>	<u>251,700</u>	<u>315,200</u>	
15	<u>162,400</u>	<u>227,200</u>	<u>253,800</u>	<u>317,700</u>	
16	<u>163,600</u>	<u>229,000</u>	<u>255,800</u>	<u>320,100</u>	
17	<u>164,900</u>	<u>230,900</u>	<u>257,900</u>	<u>322,600</u>	
18	<u>167,000</u>	<u>232,700</u>	<u>260,000</u>	<u>325,200</u>	
19	<u>169,100</u>	<u>234,400</u>	<u>262,200</u>	<u>327,900</u>	

20	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
21	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
22	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
23	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
24	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
25	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
26	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	
27	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
35	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	

20	<u>171,300</u>	<u>236,200</u>	<u>264,400</u>	<u>330,500</u>	
21	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	<u>333,100</u>	
22	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	<u>335,800</u>	
23	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	<u>338,500</u>	
24	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	<u>341,200</u>	
25	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	<u>343,900</u>	
26	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	<u>346,600</u>	
27	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	<u>349,300</u>	
28	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	<u>352,100</u>	
29	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	<u>354,900</u>	
30	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	<u>357,900</u>	
31	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	<u>360,800</u>	
32	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	<u>363,700</u>	
33	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	<u>366,700</u>	
34	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	<u>369,600</u>	
35	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	<u>372,400</u>	

36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	

36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>375,200</u>	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	<u>377,800</u>	
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	<u>380,400</u>	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	<u>382,800</u>	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	<u>309,800</u>	<u>385,300</u>	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	<u>312,200</u>	<u>387,800</u>	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	<u>314,600</u>	<u>390,200</u>	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	<u>317,100</u>	<u>392,600</u>	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	<u>319,500</u>	<u>395,000</u>	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	<u>322,000</u>	<u>397,500</u>	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	<u>324,500</u>	<u>399,900</u>	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	<u>327,000</u>	<u>402,200</u>	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>404,500</u>	
49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	<u>332,200</u>	<u>406,900</u>	
50	<u>224,600</u>	<u>291,000</u>	<u>334,900</u>	<u>409,300</u>	
51	<u>226,200</u>	<u>292,800</u>	<u>337,600</u>	<u>411,600</u>	

52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	

52	<u>227,800</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>413,800</u>	
53	<u>229,300</u>	<u>296,400</u>	<u>343,000</u>	<u>415,900</u>	
54	<u>230,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,600</u>	<u>417,900</u>	
55	<u>232,500</u>	<u>300,000</u>	<u>348,100</u>	<u>420,000</u>	
56	<u>234,100</u>	<u>301,700</u>	<u>350,500</u>	<u>422,000</u>	
57	<u>235,600</u>	<u>303,400</u>	<u>352,800</u>	<u>423,900</u>	
58	<u>237,100</u>	<u>305,100</u>	<u>355,100</u>	<u>425,800</u>	
59	<u>238,700</u>	<u>306,800</u>	<u>357,300</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>240,300</u>	<u>308,500</u>	<u>359,400</u>	<u>429,400</u>	
61	<u>241,800</u>	<u>310,200</u>	<u>361,400</u>	<u>431,200</u>	
62	<u>243,300</u>	<u>311,800</u>	<u>363,400</u>	<u>432,700</u>	
63	<u>244,900</u>	<u>313,500</u>	<u>365,400</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>246,400</u>	<u>315,100</u>	<u>367,300</u>	<u>434,700</u>	
65	<u>248,000</u>	<u>316,600</u>	<u>369,200</u>	<u>435,600</u>	
66	<u>249,600</u>	<u>318,200</u>	<u>371,000</u>	<u>436,400</u>	
67	<u>251,100</u>	<u>319,700</u>	<u>372,700</u>	<u>437,100</u>	

68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	

68	<u>252,600</u>	<u>321,300</u>	<u>374,300</u>	<u>437,800</u>	
69	<u>254,200</u>	<u>322,800</u>	<u>375,900</u>	<u>438,500</u>	
70	<u>255,800</u>	<u>324,300</u>	<u>377,000</u>	<u>439,200</u>	
71	<u>257,300</u>	<u>325,700</u>	<u>378,100</u>	<u>439,900</u>	
72	<u>258,800</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,600</u>	
73	<u>260,400</u>	<u>328,600</u>	<u>379,900</u>	<u>441,300</u>	
74	<u>261,900</u>	<u>330,100</u>	<u>380,800</u>	<u>442,000</u>	
75	<u>263,500</u>	<u>331,500</u>	<u>381,700</u>	<u>442,700</u>	
76	<u>265,100</u>	<u>332,900</u>	<u>382,500</u>	<u>443,300</u>	
77	<u>266,600</u>	<u>334,200</u>	<u>383,300</u>	<u>443,900</u>	
78	<u>268,200</u>	<u>335,500</u>	<u>384,100</u>	<u>444,600</u>	
79	<u>269,800</u>	<u>336,700</u>	<u>384,900</u>	<u>445,200</u>	
80	<u>271,300</u>	<u>337,800</u>	<u>385,700</u>	<u>445,800</u>	
81	<u>272,800</u>	<u>338,800</u>	<u>386,500</u>	<u>446,400</u>	
82	<u>274,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,200</u>	<u>447,000</u>	
83	<u>275,900</u>	<u>340,800</u>	<u>387,900</u>	<u>447,600</u>	

84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>381,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>		
99	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>		

84	<u>277,400</u>	<u>341,700</u>	<u>388,500</u>	<u>448,200</u>	
85	<u>278,900</u>	<u>342,500</u>	<u>389,100</u>	<u>448,800</u>	
86	<u>280,500</u>	<u>343,400</u>	<u>389,700</u>	<u>449,400</u>	
87	<u>282,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,300</u>	<u>450,000</u>	
88	<u>283,500</u>	<u>344,800</u>	<u>390,900</u>	<u>450,500</u>	
89	<u>285,000</u>	<u>345,500</u>	<u>391,500</u>	<u>451,000</u>	
90	<u>286,400</u>	<u>346,100</u>	<u>392,100</u>	<u>451,600</u>	
91	<u>287,900</u>	<u>346,600</u>	<u>392,700</u>	<u>452,100</u>	
92	<u>289,400</u>	<u>347,000</u>	<u>393,200</u>	<u>452,600</u>	
93	<u>290,800</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>453,100</u>	
94	<u>292,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,300</u>	<u>453,600</u>	
95	<u>293,600</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>454,100</u>	
96	<u>295,000</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>454,600</u>	
97	<u>296,400</u>	<u>349,400</u>	<u>395,800</u>	<u>455,000</u>	
98	<u>297,700</u>	<u>349,900</u>	<u>396,300</u>		
99	<u>298,900</u>	<u>350,300</u>	<u>396,800</u>		

100	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>		
101	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>		
102	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>		
103	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>		
104	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>		
105	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>		
106	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>		
107	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>		
108	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>		
109	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>		
110	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>		
111	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>		
112	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,800</u>	<u>356,900</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>		

100	<u>300,200</u>	<u>350,800</u>	<u>397,300</u>		
101	<u>301,400</u>	<u>351,300</u>	<u>397,800</u>		
102	<u>302,600</u>	<u>351,700</u>	<u>398,300</u>		
103	<u>303,800</u>	<u>352,200</u>	<u>398,800</u>		
104	<u>304,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,300</u>		
105	<u>306,000</u>	<u>353,100</u>	<u>399,700</u>		
106	<u>306,900</u>	<u>353,500</u>	<u>400,200</u>		
107	<u>307,800</u>	<u>353,900</u>	<u>400,700</u>		
108	<u>308,700</u>	<u>354,300</u>	<u>401,100</u>		
109	<u>309,500</u>	<u>354,700</u>	<u>401,500</u>		
110	<u>310,200</u>	<u>355,100</u>	<u>402,000</u>		
111	<u>310,900</u>	<u>355,500</u>	<u>402,500</u>		
112	<u>311,600</u>	<u>355,900</u>	<u>402,900</u>		
113	<u>312,300</u>	<u>356,300</u>	<u>403,300</u>		
114	<u>312,700</u>	<u>356,700</u>	<u>403,800</u>		
115	<u>313,200</u>	<u>357,100</u>	<u>404,300</u>		

116	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		
123	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
124	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
125	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
126	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
127	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
128	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
129	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
130	<u>318,900</u>		<u>411,400</u>		
131	<u>319,200</u>		<u>411,800</u>		

116	<u>313,700</u>	<u>357,500</u>	<u>404,700</u>		
117	<u>314,100</u>	<u>357,900</u>	<u>405,100</u>		
118	<u>314,500</u>	<u>358,300</u>	<u>405,600</u>		
119	<u>314,800</u>	<u>358,700</u>	<u>406,000</u>		
120	<u>315,100</u>	<u>359,100</u>	<u>406,400</u>		
121	<u>315,400</u>	<u>359,500</u>	<u>406,800</u>		
122	<u>315,800</u>	<u>359,800</u>	<u>407,300</u>		
123	<u>316,100</u>	<u>360,200</u>	<u>407,700</u>		
124	<u>316,400</u>	<u>360,600</u>	<u>408,100</u>		
125	<u>316,700</u>	<u>361,000</u>	<u>408,500</u>		
126	<u>317,100</u>	<u>361,300</u>	<u>409,000</u>		
127	<u>317,400</u>	<u>361,700</u>	<u>409,400</u>		
128	<u>317,700</u>	<u>362,100</u>	<u>409,800</u>		
129	<u>318,000</u>	<u>362,500</u>	<u>410,200</u>		
130	<u>318,400</u>		<u>410,700</u>		
131	<u>318,700</u>		<u>411,100</u>		

132	<u>319,500</u>		<u>412,200</u>		
133	<u>319,800</u>		<u>412,600</u>		
134	<u>320,200</u>		<u>413,000</u>		
135	<u>320,500</u>		<u>413,400</u>		
136	<u>320,800</u>		<u>413,800</u>		
137	<u>321,100</u>		<u>414,200</u>		
138	<u>321,400</u>		<u>414,600</u>		
139	<u>321,800</u>		<u>415,000</u>		
140	<u>322,100</u>		<u>415,400</u>		
141	<u>322,400</u>		<u>415,800</u>		
142	<u>322,700</u>				
143	<u>323,000</u>				
144	<u>323,300</u>				
145	<u>323,600</u>				
146	<u>323,900</u>				
147	<u>324,200</u>				

132	<u>319,000</u>		<u>411,500</u>		
133	<u>319,300</u>		<u>411,900</u>		
134	<u>319,700</u>		<u>412,300</u>		
135	<u>320,000</u>		<u>412,700</u>		
136	<u>320,300</u>		<u>413,100</u>		
137	<u>320,600</u>		<u>413,500</u>		
138	<u>320,900</u>		<u>413,900</u>		
139	<u>321,300</u>		<u>414,300</u>		
140	<u>321,600</u>		<u>414,700</u>		
141	<u>321,900</u>		<u>415,100</u>		
142	<u>322,200</u>				
143	<u>322,500</u>				
144	<u>322,800</u>				
145	<u>323,100</u>				
146	<u>323,400</u>				
147	<u>323,700</u>				

	148	<u>324,500</u>				
	149	<u>324,800</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考

1・2 (略)

	148	<u>324,000</u>				
	149	<u>324,300</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考

1・2 (略)

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額
は、この表にかかわらず、187,900円とする。

付 則

(施行日)

- この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第1条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第1項の改正規定及び第2条中狛江市職員の給料等に関する条例別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。
(令和5年12月に支給する期末手当の特例)
- 令和5年12月に支給する期末手当については、第1条中江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の175.0」とあるのは「100分の177.5」とする。
(令和5年12月に支給する勤勉手当の特例)
- 令和5年12月に支給する勤勉手当については、第2条中狛江市職員の給料等に関する条例第18条の4第2項から第4項までの改正規定にかかわらず、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」とし、同条第3項中「100分の132.5」とあるのは「100分の137.5」とし、「100分の142.5」とあるのは「100分の147.5」とし、同条第4項中「100分の55.0」とあるのは「100分の57.5」とし、「100分の65.0」とあるのは「100分の67.5」とする。

提案理由

東京都人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 46 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
報酬額表			報酬額表		
(単位：円)			(単位：円)		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
(略)			(略)		
投票管理者	日額	16,700 <u>(職務に従事する 時間が 7 時間以内 の場合は 8,350)</u>	投票管理者	日額	16,700
(略)			(略)		

改正後				改正前			
投票立会人		日額	14,800 (職務に従事する 時間が7時間以内 の場合は7,400)	投票立会人		日額	14,800
(略)				(略)			
防災会議	委員・ <u>専門</u> 委員	日額	9,200	防災会議	委員	日額	9,200
国民保護協議会	委員・ <u>専門</u> 委員・ <u>幹事</u>	日額	9,200	国民保護協議会	委員	日額	9,200
(略)				(略)			
子ども・若者・ 子育て会議	会長・ <u>部会</u> 長	日額	12,300	子ども・若者・ 子育て会議	会長・ <u>部会</u> 長	日額	12,300
	委員・ <u>部会</u> 員	日額	9,200		委員・ <u>部会</u> 委員	日額	9,200
環境保全審議会	会長・ <u>部会</u> 長	日額	12,300	環境保全審議会	会長・ <u>部会</u> 長	日額	12,300
	委員・ <u>部会</u> 員	日額	9,200		委員・ <u>部会</u> 委員	日額	9,200
(略)				(略)			
1～3 (略)				1～3 (略)			

改正後	改正前
4 開票管理者及び選挙長の報酬の額はその者の勤務時間にかかわらず、1選挙につき1日分のみ支給する。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

報酬額の例外事項を規定すること及び職名を整理することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 47 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1～18 （略） （税率の特例） 19 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 3 条の規定にかかわらず、100分の0.25とする。</u>	付 則 1～18 （略） （税率の特例） 19 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 3 条の規定にかかわらず、100分の0.25とする。</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画税率の特例期間を延長することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 48 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第20条 (略) 2 (略) 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産</u>	(国民健康保険税の減額) 第20条 (略) 2 (略)

改正後	改正前
<p>した日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額</p>	

改正後	改正前
<p><u>を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第21条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2. <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3. <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4. <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者につ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>いて同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

付 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年1月1日から開始される産前産後期間における国民健康保険税の免除に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 49 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用す</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と</u>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用す</p>

改正後	改正前
<p>る。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、 「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p>	<p>る。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 50 号

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 2 （第 7 条関係） 2 各室の使用は、 <u>午前 9 時から正午まで、正午から午後 4 時まで、午後 4 時から午後 7 時まで及び午後 7 時から午後 10 時までの 1 区分ごととし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。</u>	別表第 2 （第 7 条関係） 2 各室の使用は、 <u>9 時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの 1 区分ごととし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。</u>
別表第 3 （第 7 条関係） 備考 各室の使用は、 <u>午前 9 時から正午まで、正午から午後 4 時まで、午後 4 時から午後 7 時まで及び午後 7 時から午後 10 時までの 1 区分ごととし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。</u>	別表第 3 （第 7 条関係） 備考 各室の使用は、 <u>9 時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの 1 区分ごととし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。</u>

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

各室の使用の区分を増やすことで、使用者の活動機会を増やし、効率的な運営を推進するため。

議案第 51 号

狛江市民ホールの指定管理者の指定について

次のとおり狛江市民ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 狛江市民ホール |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 一般財団法人 狛江市文化振興事業団 |
| 3 指定管理者となる団体の所在 | 東京都狛江市元和泉一丁目2番1号 |
| 4 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和5年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市民ホール条例（平成7年条例第15号）第15条第1項の規定により、指定管理者に狛江市民ホールの管理を行わせるため。

議案第 52 号

狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について

次のとおり狛江市立岩戸児童センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 狛江市立岩戸児童センター |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人 雲柱社 |
| 3 指定管理者となる団体の所在 | 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号 |
| 4 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和5年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第3号）第14条第1項の規定により、指定管理者に狛江市立岩戸児童センターの管理を行わせるため。

議案第 53 号

狛江市立北部児童館の指定管理者の指定について

次のとおり狛江市立北部児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 狛江市立北部児童館 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 株式会社 こどもの森 |
| 3 指定管理者となる団体の所在 | 東京都国分寺市光町二丁目5番1号 |
| 4 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和5年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第3号）第14条第1項の規定により、指定管理者に狛江市立北部児童館の管理を行わせるため。

議案第 54 号

狛江市体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり狛江市体育施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 狛江市体育施設 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体 |
| 3 指定管理者となる団体の所在 | 東京都狛江市和泉本町三丁目25番1号 |
| 4 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和5年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市体育施設条例（昭和58年条例第6号）第12条第1項の規定により、指定管理者に狛江市体育施設の管理を行わせるため。

議案第 55 号

狛江市立小学校児童用タブレット等の購入

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 狛江市立小学校児童用タブレット等の購入
- 2 納入場所 ネットワーク構築事業者指定場所
- 3 契約金額 金 75,681,144円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,880,104円)
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
株式会社大塚商会 LA事業部公共グループ
グループ長 鈴木 宏

令和5年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 17 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市和泉本町三丁目
氏名・年齢	向井 努 ・ 72歳

令和 5 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため。